

委員会等設置会社における内部統制

- 監査委員会の機能確保について

弁護士 坂田 均

1. 2002年の商法改正により、委員会等設置会社形態を選択した商法特例法上の大会社又はみなし大会社の取締役会は、その業務執行権限を大幅に執行役に委任できるようになった（商法特例法第21条の7第3項）。取締役会が自ら決定しなければならない事項は、経営の基本方針、監査委員会の職務遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係に関する事項、及び執行役による取締役会招集に関する事項の四事項に限定され、取締役会は、主にCEO等の執行役の業務執行を監督する立場を担うことになった（同条第1項）。これにより今回の改正目的の一つである業務執行の効率化を図ろうとしている。

改正のもう一つの目的である業務執行に対する内部統制の強化は、取締役会に設置される監査委員会、指名委員会、及び報酬委員会の活動に委ねられている。改正法の下で、委員会等設置会社の形態を採用している企業は、現在約40社に過ぎないといわれているが、その業務執行と監督を明確に分離した今回の制度に対しては、将来、日本で機能し根付いていくかが大いに注目されている。

2. 1990年以降、大和銀行巨額損失事件、雪印乳業不正牛乳使用事件、三菱自動車欠陥隠蔽事件等会社不祥事が続発している。これら不祥事を引き起こした企業に対しては、消費者、得意先、その他のいわゆるステークホルダーから強い反発を受け、経済的な制裁を受けることで企業の存立自体を危うくする事態に至った。従来型の会社（監査役等設置会社で、商法特例法上の中会社以上の会社）では、監査役が、代表取締役の業務執行の適法性を監査する権限を有し（商法第274条の第1項）、取締役に対しては会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有していた（同条第2項）。しかし、監査役が使用人の中から選任されることが多く、代表取締役に対して物が言えない状況があったことや、監査役が調査権限を実効的に行使するためには会社の内部統制機関を活用する必要があったがその制度的担保がなかったこと等の理由から、監査役による業務監査は有効性を発揮し得なかった。

3. 改正法により、委員会等設置会社では、取締役会は、監査委員会の職務の遂行のため必要な事項として法務省令で定める事項を決定しなければならないとされている（商法特例法第21条の7第1項第2号）。ここ

で「監査委員会の職務の遂行のため必要な事項」とは、監査委員会が監査権限を発揮できるよう内部統制システムを整備すること、及びそれを監査委員会が利用できるための制度的担保を意味する。これを受けて、商法施行規則第193条では、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、この使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項、執行役の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行なわれることを確保するための体制に関する事項等、6項目の必要事項が定められている。

監査委員会に補助使用人がついたことで、自分一人で何でも調査せざるを得なかった従来の監査役の弱点は、幾分克服できるかもしれない。しかし、問題は、この補助使用人がどのような者により構成され、どのような権限を有するかである。社内の人事異動により一定期間の職務の後に再びCEOの指揮下に入る使用人であっても、職務の独立性が担保されるか懸念が残る。また、監査委員会において実際に実務を担当することが期待されている補助使用人が、CEOの指揮下にある会社の各部署に対して、通常どのような調査権限を行使できるか、また業務の現況や帳票類の記載状況を強制的に調査し得るか等が重要である。

4. そこで、監査委員会の有効性を担保するための必要条件として以下の点を提言したい。

第1、監査委員会の補助使用人は、CEOの指揮下に過去に入った経験のない者又は将来入ることを予定していない者を当てることとし、身分保障の点を含め、その第三者性を確保すること。

第2、監査委員会の補助使用人に、CEOの指揮下にある各部署に対して、必要に応じて、調査事項に関して直接指示する権限を与えること。

第3、事後監査に止まらず、CEO等に対する業務遂行中の監査を可能にすること。

第4、CEOの指揮下にある各部署内に、法令違反や定款違反の職務執行の可能性が生じた場合の検討班を設置し、職務担当従業員に違反のおそれの生じた事実を申告する義務を課すること。検討班の検討結果に対して、監査委員会の補助使用人が意見を述べる権限を認めること。

第5、監査体制を内部告発制度と連動させること。

以上

（参考文献）

- ・江頭憲治郎「日本の公開会社における取締役の義務」（商事法務1693-4）
- ・龍田節「日本のコーポレート・ガバナンスの基本問題」（商事法務1692-4）